

衆議院規則の一部を改正する規則案

第一条 衆議院規則の一部を次のように改正する。

第九十二条中「四十人」を「三十六人」に、「四十五人」を「四十一人」に改める。

第二条 衆議院規則の一部を次のように改正する。

第九十二条中「三十六人」を「三十五人」に、「四十一人」を「四十人」に改める。

附 則

この規則中第一条の規定は第二百二十回国会の召集の日から、第二条の規定はこの規則の議決の日以後初めてその期日を公示される衆議院議員総選挙の後初めて召集される国会の召集の日から施行する。



## 理由

国会改革の一環として、予算委員会を除く委員の員数が四十人以上の常任委員会について、その員数を削減する必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。